

改正前	
(様式第2-6号)	静岡県
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	
1. 2. (略)	
3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項	
(1) (略)	
(2) 交付単価	
① ② (略)	
③ 加算単価	
ア. (略)	
イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援	
アの支援を受ける対象組織であって、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を行 う 場合に、 <u>当該</u> 活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。	
(a) (b) (略)	
表 (略)	
ウ. (略)	
(3) (略)	
4. 5. 6 (略)	

改正後	
(様式第2-6号)	静岡県
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	
1. 2. (略)	
3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項	
(1) (略)	
(2) 交付単価	
① ② (略)	
③ 加算単価	
ア. (略)	
イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援	
アの支援を受ける対象組織であって、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を行 う 場合に、 <u>令和5年度に行っている</u> 場合に、 <u>同年度を含む</u> 活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。	
(a) (b) (略)	
表 (略)	
ウ. (略)	
(3) (略)	
4. 5. 6 (略)	